

第 7 0 号議案

長岡京市水道給水条例及び長岡京市公共下水道条例の一部改正について

長岡京市水道給水条例（昭和 4 8 年長岡京市条例第 3 0 号）及び長岡京市公共下水道条例（昭和 5 4 年長岡京市条例第 1 0 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 8 月 1 9 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

災害その他非常の場合において、他の市町村長等の指定を受けた事業者等が給水装置工事及び排水設備に関する工事を行うことができるようにするため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市水道給水条例及び長岡京市公共下水道条例の一部を改正する条例

(長岡京市水道給水条例の一部改正)

第1条 長岡京市水道給水条例（昭和48年長岡京市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(工事の施工) 第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施工する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施工する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2～5 【略】	(工事の施工) 第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施工する。 2～5 【略】

(長岡京市公共下水道条例の一部改正)

第2条 長岡京市公共下水道条例（昭和54年長岡京市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(排水設備指定工事業者) 第6条 排水設備の新設等を行う者は、当該工事の設計及び施工については、上下水道事業管理規程で定めるところにより管理者が排水設備の工事に関し技能を有する者として指定した者（以下「排水設備指定工事業者」という。）に行わせなければならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2・3 【略】	(排水設備指定工事業者) 第6条 排水設備の新設等を行う者は、当該工事の設計及び施工については、上下水道事業管理規程で定めるところにより管理者が排水設備の工事に関し技能を有する者として指定した者（以下「排水設備指定工事業者」という。）に行わせなければならない。 2・3 【略】

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。